平成　　年　　月　　日

保　護　者　各位

小郡市立　　　　学校長

児童手当及び特例給付に係る学校給食費について

　小郡市では、保護者（児童手当等受給者）からお申し出をいただくことにより児童手当等から学校給食費等の徴収をすることができるようになりました。

　つきましては、希望される場合は、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

１．対象者

　小郡市内在住でかつ、小郡市より児童手当等を受給している保護者

２．徴収できる費用

　申出のあった期間において、受給者の滞納となっている費用

　（学校給食費・学用品購入に必要な費用・生徒会費など）

３．提出書類

　「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」（別紙）

４．提出期限

　平成　　年　　月　　日（　　）

５．提出先

　　　　　　　　学校

**問い合わせ先**

□学校給食費等の校納金について

　　　　　　学校

　０９４２－

□児童手当について

　小郡市役所　子育て支援課児童家庭係

　０９４２－７２－２１１１（内４７４）

**児童手当・特例給付からの学校給食費等の徴収について**

◆制度について

　児童手当等を受給されている方が、学校給食費等を滞納している場合に、申し出を行うことで、児童手当等から直接その費用を支払うことのできる制度です。

◆対象者

　小郡市より児童手当を受給されている方で、学校給食費等の滞納のある方

　※公務員の方や、小郡市外在住の方は個別にご相談ください。

◆徴収される費用について

　・学校給食費

　・学級費

　・修学旅行費

　・生徒会費

　・そのほか学用品購入や学校教育に直接必要となる費用

　※児童手当の支給月において、滞納となっている費用が徴収されます。

　　なお、その徴収される費用については事前に通知されます。

◆徴収の対象となる児童手当等の範囲

　受給者が受給するすべての児童手当等が徴収の対象となります。

　つまり、学校給食費等の費用の原因となる児童以外の兄弟姉妹に対して支給される児童手当からも、費用が徴収されることになります。

　例）80,000円の滞納があった場合　本人（小学校４年生）・妹（小学校1年生）・弟（1歳）

◆手続きの方法

　「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。

提出後、翌々月に支給される児童手当等より、学校給食費等が徴収されるようになります。

　なお、兄弟姉妹が小学校と中学校に在籍している場合は、小学校か中学校のどちらか一方で手続きしていただければ、どちらの費用も徴収することができます。

◆徴収の流れ（例）